

平成30年

第2回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 平成30年2月28日 午後1時30分から

場 所 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1番 吉川博	11番 三宮一夫
2番 杉崎正人	12番 熊澤貞夫
3番 西川克己	13番 竹内恵美子(解任)
5番 伊勢田恵司	15番 熊澤博勝
6番 加藤豊	16番 露木真一
7番 二宮喜代治	17番 土屋俊雄
8番 松本秀雄	18番 渡辺順子(解任)
9番 山口博久	19番 戸塚昭雄

2 欠席委員

10番 青木貞治

3 遅刻委員

4 出席した書記

事務局長 久保田 徳人

書記 松尾 明美

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第3号 農用地利用集積計画書の決定について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく
農用地利用配分計画案について

報告第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

※議会推薦の委員2名は、平成29年7月25日付けで大磯町議会議長からの解任請求に基づき解任されました。

議長 それでは、これより総会を開催します。

ただ今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので平成30年第2回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、10番青木貞治委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第20条第1項の規定により、15番熊澤博勝委員、2番杉崎正人委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 ではこれより、議案第3号「農用地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第3号につきましては、議案書1ページ及び2ページになります。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。大磯町長より平成30年2月5日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

事務局 《議案第3号1番を朗読・説明》

書記 議案第3号1番につきましては、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が当該農地を借り受けて借り手に提供するもので大磯町では4例目となります。

当該農地は、西小磯地区の排水路改修工事を行っている地域の奥に位置し、所有者から所有する全ての農地を耕作することが困難になったため、農地中間管理機構に貸出し希望を出した農地の内のひとつです。

今後、農地中間管理機構が借り上げて管理することで、農地の遊休化を未然に防ぎ、有効活用が図られると考えられます。

なお、2月15日に吉川会長職務代理、西小磯地区担当の西川委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第3号1番につきましては現地調査をお願いした、西小磯地区担当の西川委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3番委員（西川） 3番西川です。議案第3号1番の農地について、2月15日に吉川会長職務代理と私及び事務局2名で現地確認を行いました。当該農地は、農業振興地域の農用地で農地中間管理機構が借り上げて管理することで農地の有効活用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地中間管理事業により農地の有効活用が図られるとのことでした。

ただ今の議案第3号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 （他に）質疑がないようですので、議案第3号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第3号1番は原案とおりに決定いたしました。

議長 それでは、次に議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について」を議題に供します。では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について」ご説明いたします。

議案第4号1番につきましては、議案書3ページ及び4ページを、場所につきまして

は総会資料の2ページをご覧ください。大磯町長より平成30年2月9日付けで「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）」に基づく農用地利用配分計画案について意見を求められています。

事務局

《議案第4号1番を朗読》

書記 今回の借り手は、「かながわ農業サポーター制度」の認定者で、大磯町で2例目です。

1例目と同様に、月に一度の農業指導を受けながら、3年から5年後に販売目標額の50万円以上を目指します。その後は、意欲と能力があれば農家として自立していくこととなります。今回も、当該農地を貸し出すことで、担い手の育成に貢献できると考えられます。

なお、2月15日に吉川会長職務代理、西小磯地区担当の西川委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第4号1番につきましては、現地確認をお願いした西小磯地区担当の西川委員から説明をお願いいたします。

3番委員（西川） 3番西川です。議案第4号1番の農地について、2月15日に吉川会長職務代理と私及び事務局2名で現地確認を行いました。かながわ農業サポーターに農地を貸すことで、担い手の育成に貢献できると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、借り手は「かながわ農業サポーター制度」の認定者であり、本格的に農業に取り組む意欲と能力がある方とのこと。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《意 見》

委員 どのような種類の作物を作付する予定ですか。

書記 葉物等の露地野菜の営農と聞いています。当該農地周辺は、イノシシ等の獣害がある地区ですので、電気柵も設置するように指導しています。

委員 借り手は今回、研修時より格段に大きな農地を借りるとなると、農作業をするのに耕運機等の機械が必要になると思われる。初期費用がかさむことが懸念されるが、営農に

支障は出ないか。

書記 必要最小限の道具や機械は、所有の物で対応されます。今後、認定農業者を目指していただければ、補助金等の申請ができるようになり、営農拡大につながります。

議長 他に意見はありませんか。ないようですので、農用地利用配分計画案について出されました意見は取りまとめたうえで大磯町長に報告します。

議長 次に、報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明」について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、議案書5ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の3ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番を朗読》

書記 報告第1号1番の内容については記載のとおりでございます。添付資料も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、現地の状況につきましては、2月15日に吉川会長職務代理、国府本郷地区担当の露木委員及び事務局2名で現地確認を行い、当該農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号1番につきましては現地調査をお願いした国府本郷地区担当の露木委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

16番委員（露木） 16番露木です。報告第1号1番の農地について、2月15日に吉川会長職務代理と私と事務局2名で現地確認を行いました。当該農地はすべて適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第1号1番を終わ

りにします。

議長 次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書」について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書」につきましては、議案書6ページ及び7ページの3件でございます。

事務局 《報告第2号1番から3番を朗読》

書記 報告第2号1番から3番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番から3番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」は、議案書8ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の4ページ及び5ページをご覧ください。

事務局 《報告第3号1番及び2番を朗読》

書記 報告第3号1番及び2番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号1番及び2番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして平成30年第2回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後1時52分)